

石狩市監査委員公表第1号

令和3年度監査結果（後期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から令和3年度監査結果（後期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和4年7月25日

石狩市監査委員 百井 宏 己

石狩市監査委員 日下部 勝 義

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
令和3年度 定期監査	保健福祉部 高齢者支援課	行政財産目的外使用料の算出額を誤っていた。	行政財産目的外使用料について、石狩市行政財産使用料条例第2条に基づき、令和3年12月22日付けで、対象者に還付を行った。
令和3年度 定期監査	建設水道部 都市整備課	設計図書の作成において、副市長専決のものが部長専決処理されていた。	指摘を受けた段階で事実関係を確認し、今後、手続を進めるにあたっては、石狩市事務決裁規程第4条別表第1(4)契約等1(備考5に定める物品の購入及び製造の請負であって1件20万円以上のものに関する事項)に基づき細心の注意を払って適正な手順で行うことを課内で確認した。
令和3年度 定期監査	浜益支所 浜益国民健康保険診療所	設計図書の作成において、決裁が行われていなかった。	契約マニュアルや石狩市事務決裁規程別表第1(4)の根拠を確認して適正に事務を執り行うことを課内で確認した。
令和3年度 定期監査	生涯学習部 総務企画課	月末までに納付しなければならない住宅使用料の納期限を翌月としていた。	教職員の異動の引継ぎ時等にあわせて入居関係書類を配布することとし、異動後速やかに提出してもらうように案内することとした。
令和3年度 定期監査	生涯学習部 学校教育課	設計図書の作成において、決裁が行われていなかった。	指摘内容に基づき、契約関係書類に係る不備の洗い出しを実施の上、契約マニュアルのほか、石狩市契約規則その他関係法令所定の事務処理手順を確認し、課員の法令遵守意識の高揚を図った。
令和3年度 定期監査	生涯学習部 公民館	講座等参加料において、収入すべき年度に収入していなかった。	講座等参加料の収入事務について、石狩市会計規則第13条・地方自治法施行令第154条に基づき事務処理を適正に行うよう公民館内で確認した。
令和3年度 定期監査	生涯学習部 公民館	講座等参加料において、決定時に調定していなかった。	講座等参加料の調定事務について、石狩市会計規則第13条・地方自治法施行令第154条に基づき事務処理を適正に行うよう公民館内で確認した。
令和3年度 公の施設の 指定管理者監査	株式会社 あい風	利用料金(占有利用)の一部について、誤った額を徴収していた。	石狩市あいろーどパーク条例別表第3に基づき、適正な利用料金の徴収を執り行った。
令和3年度 公の施設の 指定管理者監査	企画経済部 商工労働観光課	施設の供用開始の日を規則で定めていなかった。	石狩市あいろーどパーク条例の施設の供用開始の日を定める規則を令和4年2月8日に公布した(公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用)。